

令和7年度（2025） 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物（可燃ごみ）の量 ■規則 第4条の5の2第1項第1号 イ 関係

区分		月単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
焼却量	1号炉	t	2,776.56	1,331.65											4,108.21
	2号炉	t	0.00	2,128.04											2,128.04
合計焼却量		t	2,776.56	3,459.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6,236.25

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん機に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素（CO）濃度（すべて日平均値の月平均値） ■規則 第4条の5第1項第2号 ト、リ、ヲ 関係

項目		月単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度平均
燃焼室中の燃焼ガス温度	1号炉	℃	928	917											923
	2号炉	℃	－	908											908
集じん機に流入する燃焼ガス温度	1号炉	℃	167	165											166
	2号炉	℃	－	167											167
排ガス中のCO濃度	1号炉	ppm	4	4											4
	2号炉	ppm	－	5											5
備考			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日 ■規則 第4条の6第1項第2号 ス 関係

項 目		1 号 炉	2 号 炉
冷 却 設 備		工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。
排 ガ ス 処 理 設 備		工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。

4. ばい煙量又はばい煙濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉						2号炉					
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
排ガスを採取した年月日														
結果が得られた年月日														
ばいじん濃度	0.04以下	g/m³N												
塩化水素濃度	700以下	mg/m³N												
窒素酸化物濃度	250以下	ppm												
硫黄酸化物濃度	K値による 排出基準	m³N/h												
	測定値	m³N/h												

5. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉				2号炉			
			1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目
排ガスを採取した年月日										
結果が得られた年月日										
排ガス中のダイオキシン類濃度	0.1以下	ng-TEQ/m³N								

【検査項目等の説明】

- ばいじん濃度：物の焼却とともに発生する。このうち、すす、完全に燃焼した灰分、燃焼ならびに熱分解による固形粒子をいう。
- 塩化水素濃度：塩化ビニル樹脂等の燃焼の際に発生し、刺激臭を有する無色の気体である。自然界では火山活動等で発生する。
- 窒素酸化物濃度：石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等多様多様である。
- 硫黄酸化物濃度：石油や石炭を燃やすとそれらに含まれている硫黄分が酸素と結合して発生する。天然には、火山温泉等に存在する。
- ダイオキシン類：塩素、酸素、炭素、水素の存在下で、ものが燃焼するときに発生する有機化合物である。ごみ焼却、タバコの煙、自動車の排気ガス、野焼きのほか様々な発生源から副生成物として発生する。